

○千代田町議会議員政治倫理要綱

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

議会告示第 1 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、千代田町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、町民全体の代表者として、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（政治倫理基準）

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- （1） 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 納税等国民の義務の遂行については、議員として、自ら町民に範を示すこと。
- （3） 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- （4） 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の規定を遵守すること。
- （5） 町又は町が設立した公社並びに町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「町等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して、特定の業者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。
- （6） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 9 2 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、町等が行う請負契約等について、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。

(7) 町の職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(8) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、関与しないこと。

（審査の請求）

第4条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、千代田町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査請求者及び審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員全員とし、議長が委嘱する。

3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

（審査会の職務及び権限）

第6条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査会の審査結果)

第7条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を町民に公表しなければならない。

(審査結果の尊重)

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第9条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この要綱に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。ただし、議長が特に必要と認めた事項については、議長が全員協議会等に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。